

## 予 算 要 求 资 料

令和7年度3月補正予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

## 事 業 名 【新】地域計画実現促進事業費補助金（R8実施分）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農業経営課 担い手対策室 電話番号：058-272-1111(内4089)

経営体強化育成係 E-mail : c11419@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 15,000 千円 (現計予算額： 0 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
現 計 予 算 額	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要 求 額	15,000	7,500	0	0	0	0	0	7,500
決 定 額	15,000	7,500	0	0	0	0	0	7,500

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

従来「集落営農後継者育成等推進事業」において、主に中山間地域の担い手となる集落営農への支援、及び「中山間地域等担い手育成支援事業」において、集落営農の立ち上げや農地集積等に係る機械導入補助等、担い手の持続的な経営への支援を切れ目なく行ってきた。

このような中、改正農業経営基盤強化促進法（R5.4月施行）において、市町村が地域の協議により地域農業の将来像を明確化する「地域計画」を策定することが法定化され、令和7年3月までに261計画が策定された。しかし、地域の協議が十分でなく、現況が目標となっている計画が多いため、協議の継続による計画のブラッシュアップが必要である。また、担い手不足等により将来の受け手不在農地が45%を占め、その割合が中山間地域ほど高い傾向にあり、受け手の確保及び受け手の経営基盤強化が必要である。

そこで、地域農業を支える担い手への支援メニューを見直し、地域協議への支援及び計画の実行者となる農業者の経営基盤強化を支援する。

## (2) 事業内容

地域計画のブラッシュアップを推進すべく、下記事業を実施

## (ア) 地域協議支援事業

地域の話し合いによる計画のブラッシュアップや、地域内外からの新たな受け手確保等に向けた地域の主体的な活動を支援

- ・事業主体：市町村、農業共同組合、農業者が組織する団体
- ・補助率：定額（上限200千円）

## (イ) 経営体基盤強化支援事業

地域計画の受け手不在農地を引き受ける農業者を対象に、農地集積による経営基盤強化に必要となる農業機械・施設の導入を支援

- ・事業主体：市町村、農業者（複数の市町村にまたがる場合等）
- ・補助率：定額（上限2,000千円）

### (3) 県負担・補助率の考え方

※地方創生推進交付金（地域未来交付金）

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	15,000	実施主体： (ア) 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体、 (イ) 市町村、農業者
合計	15,000	
決定額の考え方		

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- 「ぎふ農業活性化基本計画（仮称・令和8年3月策定予定）」

### (2) 国・他県の状況

### (3) 後年度の財政負担

地域計画は10年後の地域農業の在り方を明確化した計画であり、定期的な話し合いの継続によりプラスアップしていくものであることから、将来にわたって県が支援することは妥当である。

### (4) 事業主体及びその妥当性

#### (ア) 地域協議支援事業

地域計画は、地域の話し合いにより、市町村が策定・変更するため、実施主体が市町村、地域のJA、又は地域の農業者が組織する団体であることは妥当である。

#### (イ) 経営基盤強化支援事業

地域計画は市町村が中心となってプラスアップをするため、実施主体が市町村であることは妥当である。また、助成対象者が市町村をまたがる場合は、助成対象農業者が事業主体となることは、迅速的な支援の観点から妥当である。